皆さまのご意見をお寄せください

第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）
～ダイジェスト版～

令和8年度末に「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（以下「現計画」という。）」の計画期間が終了することに伴い、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする「第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（以下「新計画」という。）」を策定します。

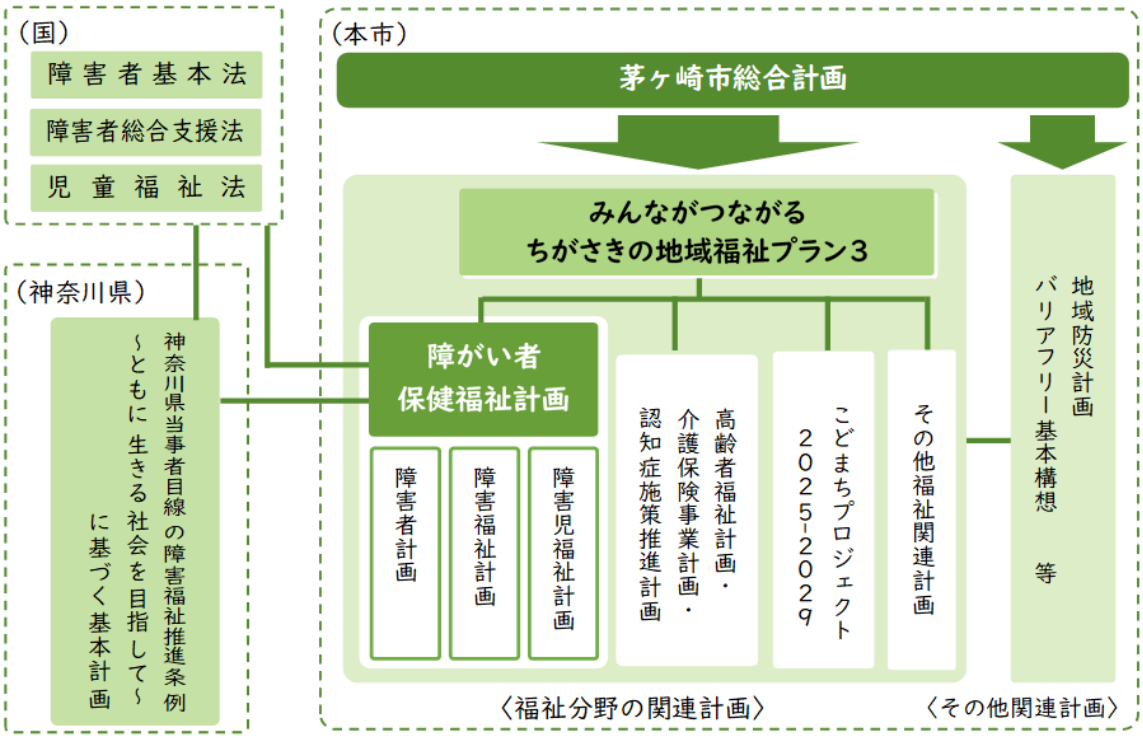
1 新計画の背景・目的

本市の人口は、令和6年1月をピークに減少が始まっておりますが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加することを見込んでいます。このことから、障害福祉サービス等に対するニーズは単純に減少するのではなく、障がい特性やライフステージに応じた支援の需要が高まることなどが想定されます。

このような状況を踏まえ、現計画における目指す将来像「お互いの理解と助け合いのもと　だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」を継承しつつ、国や神奈川県の動向、現計画期間中に生じた課題、障がい者を取り巻く環境の変化等に対し、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新計画を策定します。

2 新計画の位置づけ

新計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。



茅ヶ崎市が策定する各計画の取組は、財政の見通しと整合性を図って策定される総合計画及び実施計画との整合を図ることを前提とし、総合計画及び実施計画における事業の優先度に基づき、取組の範囲を判断していきます。

3 現計画の振り返りや市民意見等の聴取

障がい者を取り巻く状況や現計画の振り返り等をふまえ、新計画の取り組むべき課題を整理しました。

施策の体系		現計画の振り返り	取り組むべき課題
1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進			
	1-1 理解を深める	・市民、行政職員、関係機関等への障がいに関する理解啓発が不十分 ・聴覚障がいが外見から分かりにくく、誤解や不利益が生じやすい	○障がい特性への理解のさらなる促進 ○障がい理解に基づく配慮や行動の定着の推進
	1-2 人権を守る	・障がい特性に応じた配慮が様々な場面で不足している	○障がい特性に応じた配慮の推進 ○本人の意思決定を尊重する支援の充実 ○障がいのある人の権利擁護の推進
2 必要な支援につながる環境の整備			
	2-1 情報を伝える	・障がい特性により情報が十分に取得できない場合がある ・制度の情報が行き渡っている人といない人の格差が生じている	○情報発信手段の充実と周知の強化 ○障がい特性に応じた情報提供の充実 ○分かりやすい情報発信の推進
	2-2 相談を受ける	・相談先に専門性、利便性を求める方が多い ・相談機関の周知が不足しており、相談先が分からない方がいる	○相談窓口の周知の強化 ○質の高い相談支援体制の整備 ○相談支援の充実に向けた相談支援体制の見直し
3 地域での暮らしの基盤強化			
	3-1 住まいを整える	・障がい者が安心して生活できる住まいの整備、フォロー体制が不足している	○将来を見据えた住まいと生活支援の充実 ○障がい特性に応じた多様な居住の場の確保
	3-2 心と体を支える	・身近な場所で医療サービスを受けるための体制が十分ではない	○身近な地域における保健医療提供体制の充実
	3-3 安心を届ける	・ハード・ソフト両面のバリアフリー化の要望が多い ・障がい者に配慮した避難場所、支援方法等の整備が十分ではない	○道路や公共交通等のさらなるバリアフリー化の推進 ○障がい特性に応じた避難支援体制の整備や周知
4 包括的な支援体制の強化			
	4-1 成長を支える	・障がい児の相談支援において、各関係機関の役割の情報共有・整理が十分ではない ・教育分野への障がいに関する理解啓発が不足している ・誰もが身近な地域で学ぶための、特別支援学級が不足している	○ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の連携強化 ○身近な地域でともに学べる教育現場の整備 ○教育・保育現場における障がい理解や受入体制の充実
	4-2 生活を支える	・障害福祉サービスや各種制度の利用にあたり事情を考慮してほしい、拡充等を求める声が多い ・緊急時の対応として整備している地域生活支援拠点等が十分に機能していない	○本人と家族が安心して生活できる支援体制の充実 ○緊急時や体調急変時に備えた受入体制及び生活継続のための体制整備
	4-3 人材を育てる	・人材のスキルアップ、人材確保について負担感を感じている事業者が多い	○障がい特性に対応できる専門性や支援体制の充実 ○人材の確保・定着支援の取組の充実
5 自分らしく活躍できる機会の充実			
	5-1 働く機会を広げる	・企業等への障がい理解の周知が不足している	○障がい特性に配慮した多様な働き方の推進・就労先の拡充 ○就労継続を支える支援体制の構築
	5-2 つながりを広げる	・社会参加をするための手段、場所が不足している	○社会参加につながる手段や場所の拡充 ○障がい特性に配慮した地域活動の充実

〔計画策定経過〕

（1）茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議・茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会
（令和6年度1回、令和7年度2回、令和8年度4回（予定）開催）

（2）市民向けアンケート調査実施（令和7年8月～9月）

（3）障がい者向けアンケート調査実施（令和7年9月～12月）

（4）事業者向けアンケート調査実施（令和7年11月～12月）

（5）障がい者ヒアリング調査実施（令和7年9月～令和8年1月）

（6）自立支援協議会ヒアリング調査実施（令和7年9月～12月）

4 新計画策定のポイント

（1）基本方針・施策の方向性を再編

現計画では6つあった基本方針を、支援内容や施策間の関係性がより分かりやすくなるよう、施策の目的や生活の場面ごと（「理解・権利擁護」「情報提供・相談」「地域生活」「教育・福祉サービス」「社会・地域とのつながり」）に再編し、5つの基本方針としました。また、施策の方向性については、再編後の基本方針に沿うよう整理するとともに、施策内容や行政を含む支援者の役割がより明確に伝わるよう表現を見直しました。

現 計 画	
基本方針1　身近な地域の支援体制の強化	
	①　知る
	② 相談する
	③ 理解を深める
	④ 育てる
基本方針2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充	
	⑤ すこやかに生きる
基本方針3　障がい者の生活基盤の強化	
	⑥ 住まう
	⑦ 生活する・利用する
	⑧ 人権を守る
基本方針4　社会参加と自己実現への支援	
	⑨ 働く
	⑩ 社会参加・楽しむ
基本方針5　障がいのある子どもの成長支援	
	⑪ 学ぶ
基本方針6　安全・安心のまちづくりの推進	
	⑫ 安心して暮らす

新 計 画	
基本方針1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進	
	③ 理解を深める
	⑧ 人権を守る
基本方針2 必要な支援につながる環境の整備	
	①　情報を伝える（知る）
	②　相談を受ける（相談する）
基本方針3　地域での暮らしの基盤強化	
	⑥ 住まいを整える（住まう）
	⑤ 心と体を支える（すこやかに生きる）
	⑫ 安心を届ける（安心して暮らす）
基本方針4　包括的な支援体制の強化	
	⑪ 成長を支える（学ぶ）
	⑦ 生活を支える（生活する・利用する）
	④ 人材を育てる（育てる）
基本方針5 自分らしく活躍できる機会の拡充	
	⑨ 働く機会を広げる（働く）
	⑩ つながりを広げる（社会参加・楽しむ）

（2）自立支援協議会・その他関係団体の取組を掲載

自立支援協議会は、計画の目標や意図に適った活動を推進する必要があると国からも示されており、また、本市が目指す将来像を実現するためには、行政の取組だけでなく、様々な関係団体等がお互いの役割を理解し、連携しながら、それぞれができることに取り組むことが大切と考え、新計画では、「自立支援協議会・その他関係団体の取組」を掲載しました。

（3）第4章、第5章、第6章の関係性を明確化

「市町村障害者計画」（第4章）と「市町村障害福祉計画」（第5章）・「市町村障害児福祉計画」（第6章）を一体的に作成しているものの、これまでその関係性が分かりにくかったため、第5章及び第6章の冒頭でそれぞれの位置づけを説明するとともに、成果目標を達成するための取組として、第4章に掲載している「関連する主な事業」を記載することで、それぞれの関係性を明確にしました。

5 新計画の主な取組

基本方針1 理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進

主な課題	障がい特性への理解のさらなる促進 障がい理解に基づく配慮や行動の定着の推進
主な施策の展開	市民における障がい特性へのさらなる理解促進 学校教育や地域活動を通じた継続的な理解啓発の推進
主な取組	**◆障がい特性に対する市民の理解促進（P.46）〔番号 1〕** 障がい理解、発達障がい等の理解をテーマにした市民向けの講演会等を開催します。 **◆インクルーシブ教育の推進（P.47）〔番号 6〕** 障がいの有無にかかわらず、誰もがともに学び、支え合える教育環境を実現します。就学相談や、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対し交流及び共同学習を実施します。

基本方針2 必要な支援につながる環境の整備

主な課題	相談窓口の周知の強化 質の高い相談支援体制の整備 相談支援の充実に向けた相談支援体制の見直し
主な施策の展開	相談窓口の役割や利用方法を含めた幅広い周知 相談支援の質の向上 継続的かつ身近に相談できる相談支援体制の見直し
主な取組	**◆基幹相談支援センターの運営（P.53）〔番号 15〕** 基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化の取組や人材育成等を行い、相談支援体制の充実を図ったうえで、相談窓口の周知を図ります。 **◆のぞまないセルフプランを解消するための取組（P.53）〔番号 18〕** 神奈川県が実施する相談支援専門員初任者研修の受講を促進することで計画的に相談支援専門員の養成を行い、事業所の新規参入、立ち上げにつなげます。あわせて、計画相談の質を確保するため、基幹相談支援センターや主任相談支援専門員を中心に専門性の高い人材を育成します。

基本方針3　地域での暮らしの基盤強化

主な課題	将来を見据えた住まいと生活支援の充実 障がい特性に応じた多様な居住の場の確保 身近な地域における保健医療提供体制の充実
主な施策の展開	地域での自立した生活の実現に向けた住まいに関する支援 身近な場所で円滑に保健医療サービスを利用できる体制の整備
主な取組	**◆地域生活支援拠点等の充実（P.54）〔番号 19〕** 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等に必要とされる機能の充実を図ります。 **◆障がい児支援体制強化事業（P.57）〔番号 32〕** 医療的ケア児等相談支援センターの運営や医療的ケア児在宅レスパイト事業を継続的に実施し、周知等の強化を図ります。また、行政及び関係機関が、相互に連携を図り、地域における医療的ケア児等への支援に関して協議を行う場を設置し、支援体制の充実を図ります。

基本方針4　包括的な支援体制の強化

主な課題	本人と家族が安心して生活できる支援体制の充実 人材の確保・定着支援の取組の充実
主な施策の展開	介護家族の負担軽減と将来の自立した生活に向けた支援の充実 福祉人材の確保・定着支援の促進
主な取組	**◆強度行動障がいの状態にある者に対する取組（P.63）〔番号 48〕** 強度行動障がいの状態にある者とその家族などへの支援について、神奈川県と連携して必要な事業を随時行うとともに、関係各課と連携して実効性のある支援体制の整備を検討していきます。 **◆人材の確保・定着支援に関する取組（P.65）〔番号 56〕** 事業所と連携して、合同企業説明会等の開催による人材確保や基礎的知識の習得、スキルアップを図る目的での研修を行い、定着につながる効果的な取組を検討します。

基本方針5　自分らしく活躍できる機会の拡充

主な課題	社会参加につながる手段や場所の拡充
主な施策の展開	社会参加につながる手段・場所の拡充
主な取組	**◆社会参加や地域交流の機会創出（P.68）〔番号 61〕** ふれあい交流会を開催するほか、障がい者団体や事業所等が行うイベント等への開催支援をするとともに、地域行事への障がい者の参加促進を図ります。

6　新計画策定までのスケジュール

・令和8年11月27日（金）～令和9年1月5日（火）　パブリックコメント

・令和9年3月　計画策定・公表